

相続検定2級

CONTENTS

第1章 相続の基礎知識

テーマ1	相続の開始と相続開始後のスケジュール	2
テーマ2	法定相続人の範囲と順位	4
テーマ3	相続分	15
テーマ4	相続の承認・放棄	22
テーマ5	遺産分割	25
テーマ6	遺言の方式・効力	34
テーマ7	遺贈	41
テーマ8	遺留分	44
テーマ9	配偶者の居住権	47
テーマ10	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に伴う民法の特例	50
テーマ11	贈与	53

第2章 相続税の基礎知識

テーマ1	納税義務者と納税義務の範囲（相続税・贈与税）	56
テーマ2	相続税の計算体系	59
テーマ3	相続税の課税価格の計算	61
テーマ4	相続税の総額の計算	75
テーマ5	各人の納付すべき相続税額の計算	84
テーマ6	相続税の申告と納付	91
テーマ7	贈与税の計算体系	104
テーマ8	財産評価	131

第3章 相続対策とその他関連知識

テーマ1	相続手続き	196
テーマ2	成年後見制度	202
テーマ3	信託	208
テーマ4	遺産分割設計	216
テーマ5	相続税対策	221
テーマ6	納税資金対策	234
テーマ7	事業承継設計	244
テーマ8	コンプライアンス	255

索引

256

1 第 章

相続の基礎知識

- テーマ1 相続の開始と相続開始後のスケジュール
- テーマ2 法定相続人の範囲と順位
- テーマ3 相続分
- テーマ4 相続の承認・放棄
- テーマ5 遺産分割
- テーマ6 遺言の方式・効力
- テーマ7 遺贈
- テーマ8 遺留分
- テーマ9 配偶者の居住権
- テーマ10 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に伴う民法の特例
- テーマ11 贈与

テーマ
1

相続の開始と相続開始後のスケジュール

1 相続の意義

相続とは、民法が定めた財産等の無償移転の形態であり、人の死亡によってその死亡した者（これを被相続人という）の財産に属していた一切の権利義務を、その死亡した者と一定の血族関係あるいは配偶関係にある者（これを相続人という）が包括的に承継することをいう。ただし、死亡した者の一身に専属するもの（文化功労者年金、扶養請求権など）については、承継できない。

2 相続の開始

(1) 相続の開始

相続は人の死亡によって開始する。したがって、死亡の時点で、財産は相続人に移転する。なお、相続の開始原因は、自然死亡だけでなく、失踪宣告や認定死亡によって法的に死亡したとみなされる場合も含む。

(2) 死亡とみなす場合「失踪宣告」

失踪宣告は、人の生死および所在の不明が一定期間続いたときに、その者の利害関係者の請求によって家庭裁判所が行うものである。

失踪には「普通失踪」と「危難失踪」とがある。普通失踪は、不在者の生死が7年間分らない場合において、その7年を経過したときに死亡したものとみなされ、相続が開始する。危難失踪は、危難に遭遇した者の生死が、危難が去った後1年間分らない場合において、その危難が去ったときに死亡したものとみなされ、相続が開始する。

(3) 失踪の宣告の取消し

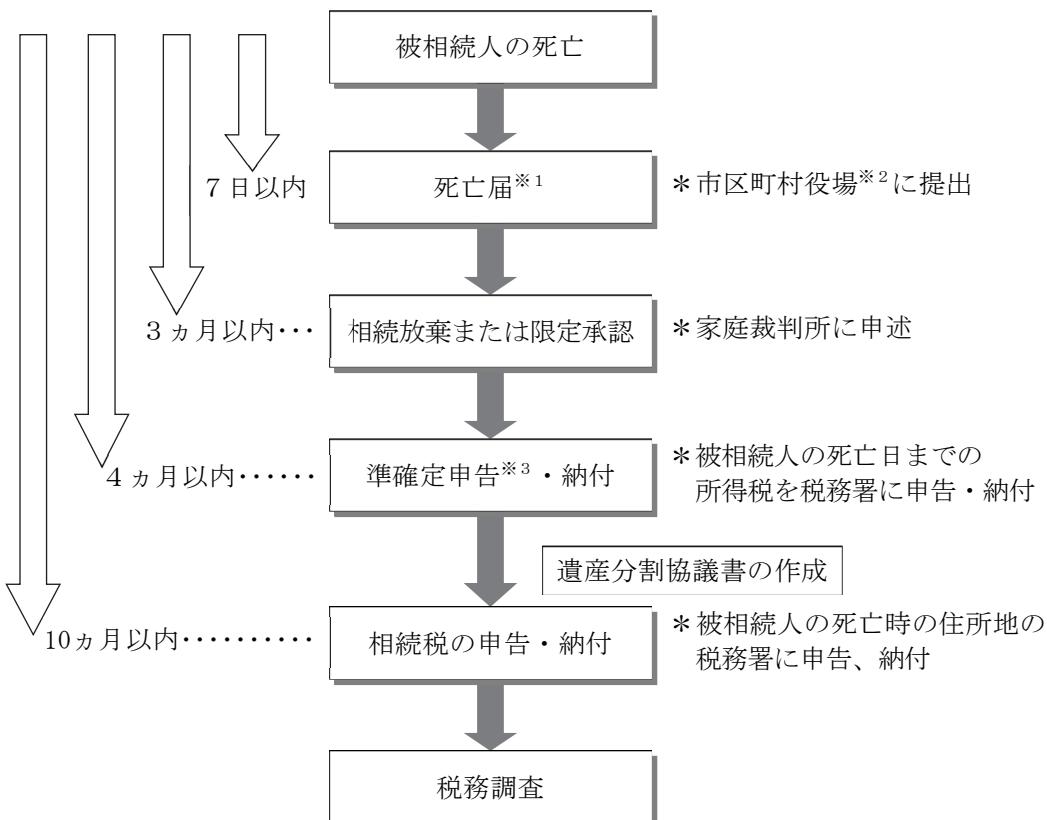
失踪者が生存することまたは失踪宣告により死亡したものとみなされたときと異なるときに死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人または利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後からその取消し前において善意でした行為の効力を及ぼさない。

失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

3 相続開始の場所

相続は被相続人の住所において開始する。相続の開始場所を定めることにより、裁判の管轄が定められ、また相続税の申告書の提出先にも影響を与えることとなる。

4 相続開始後のスケジュール



※1 国外で死亡した場合、死亡届は、その届出義務者が死亡の事実を知った日から3ヶ月以内に行わなければならない。

※2 死亡者の死亡地（本籍地）の市区町村役場または届出人の所在地の市区町村役場

※3 準確定申告とは被相続人の死亡日までの所得税に関する申告のことを行う。



<相続対策メモ> 認定死亡

死亡届には、死亡診断書や死体検案書の添付が必要であるが、災害や事故などにより遺体を発見できない場合は、死亡診断書等を作成することができない。その不都合を解消するための制度が認定死亡である。この制度は、災害や事故などにより死亡が確実である場合に、遺体が発見されないときであっても、官公庁による死亡報告によって、戸籍に死亡の記載がなされるものである。戸籍に記載された日時に死亡したものと推定され、相続が開始する。

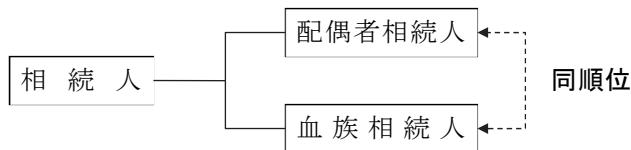
なお、認定死亡は、死亡が確実である場合に利用することができるが、失踪宣告は、生死が不明である場合に利用することができる。

テーマ
2

法定相続人の範囲と順位

1 概要

相続人は民法に定められている（法定相続主義）。相続人は配偶者相続人と血族相続人の2つに大別され、双方が同順位で相続人となる。



2 配偶者相続人

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。配偶者とは、相続開始の時において被相続人と法律上の婚姻関係にある者をいうため、内縁関係にある者および離婚した者は、相続人となることができない。



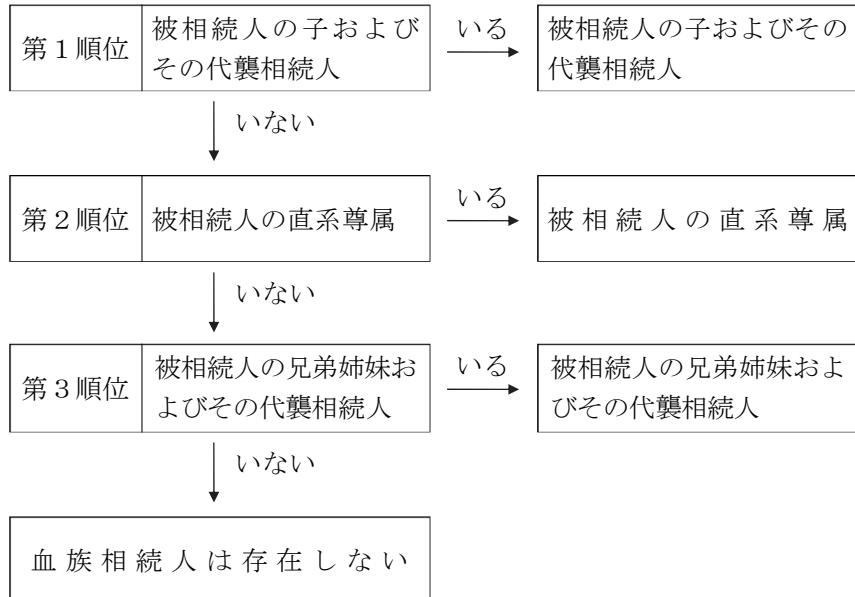
<相続対策メモ> 内縁の配偶者

婚姻は、戸籍法の定めに従い届け出ることによりその効力を生ずるため、婚姻届を提出していない内縁の配偶者は、民法上、相続人とはならない。ただし、後述する民法上の「特別縁故者（P14）」に該当すれば、相続財産の全部または一部が与えられる場合がある。また、借地借家法では、相続人のいない借家人が死亡した場合、その借家に居住していた内縁の配偶者には、借家権（賃借権）の承継が認められている。

そのほか、国民年金の遺族基礎年金や厚生年金保険の遺族厚生年金、労働者災害補償保険における遺族補償などの給付は、内縁の配偶者にも受給資格が認められている。

3 血族相続人

配偶者相続人と同順位で相続人となる血族相続人については、順位を付して相続人となる者が定められている。



4 相続人となれない事由（代襲原因）

次に掲げる事由のいずれかに該当する者は、配偶関係にある者および血族関係にある者であっても、相続人となることはできない。ただし、(1)から(3)により相続人となれなかつた者に直系卑属（子や孫など）がいる場合は、その直系卑属は代襲相続人となることができる。

(1) 相続の開始以前に死亡している。

（参考）同時死亡の推定

飛行機・自動車など交通機関による事故や、地震・火災などの災害によって親子・夫婦が同時に死亡した場合、これら親子・夫婦のどちらが先に死亡したかによって相続関係は違いが生じることになる。そのため、民法では、「数人の者が死亡した場合において、そのうちの1人が他の者の死亡後にお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、同時に死亡したものと推定する」としている。

《同時死亡の効果》

同時死亡は、死亡の前後を区別しないため、次の効果がある。

- ① 同時死亡の推定を受けた者の間では、相互に相続は開始しない。
- ② 同時死亡は相続開始以前の死亡に含まれるため、代襲原因となる。

(2) 相続人の欠格事由に該当している。

欠格事由とは、次に掲げる者のように、被相続人などの生命に対する侵害行為や遺言に関する違法な干渉をいう。欠格事由と関係のある特定の被相続人に対する相続権を失うが、他の被相続人に対する相続権まで失うことにはならない。また、家庭裁判所に請求するなどの特別な手続きは不要である。

- ① 故意に被相続人または相続について先順位もしくは同順位にある者を死亡するに至らせ、または至らせようとしたために、刑に処せられた者
- ② 被相続人が殺害されたことを知って、これを告発せず、または告訴しなかつた者。ただし、その者に是非の弁別がないとき、または殺害者が自己の配偶者もしくは直系血族であったときは、この限りでない。
- ③ 詐欺または強迫によって、被相続人が相続に関する遺言をし、撤回し、取り消し、または変更することを妨げた者
- ④ 詐欺または強迫によって、被相続人に相続に関する遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、または変更させた者
- ⑤ 相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠匿した者

(3) 推定相続人から廃除されている。

廃除とは、被相続人に對し虐待等を加えまたは著しい非行がある遺留分を有する推定相続人の相続分を、被相続人が家庭裁判所に請求をして失わせることをいう。

廃除（廃除の取消しを含む）は生前でも遺言でもどちらでもできる。被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示したときは、遺言執行者は、その遺言が効力を生じた後、遅滞なく、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求しなければならない。この場合において、その推定相続人の廃除は、被相続人の死亡の時にさかのぼってその効力を生ずる。

〔廃除事由〕

- ① 被相続人に対する虐待行為があつたこと
- ② 被相続人に対する重大な侮辱行為があつたこと
- ③ その他の著しい非行があつたこと



<相続対策メモ> 推定相続人の廃除

推定相続人が遺留分を有する法定相続人であれば、遺言では遺留分まではく奪すことができない。そこで、被相続人の意思を尊重する制度として、欠格事由には該当しないものの、被相続人が相続させたくないと考えるやむを得ない事情がある場合に、相続人の地位を失わせる「推定相続人の廃除」が設けられている。

推定相続人の廃除は、最低限の相続分である遺留分を失わせる行為であり、かつ、被相続人と推定相続人との信頼関係を破壊したことに対する民事的制裁の意味も有しているため、判例では、推定相続人の行為が客観的に見ても家族関係を破壊するほどに重大な言動であることが必要とされている。よって、被相続人に対する不快な言動だけでは足りず、また、推定相続人の言動が「一過性のものである場合」や「被相続人の言動に起因する場合」などは、廃除事由として認められないこともある。

推定相続人の廃除が認められた場合、相続税の計算上、法定相続人の数が変動することにより、相続税の計算も変動する可能性がある。

5 第1順位の相続人

第1順位の相続人は子およびその代襲相続人である。子には、実子（特別養子制度により養子縁組をした子を除く）・養子・嫡出子（正式な婚姻関係のもとに生まれた子）・非嫡出子（正式な婚姻関係外のもとに生まれた子）の区別があるが、いずれも相続人である。

(1) 養子

- ① 養子縁組の日から嫡出子たる身分を取得する。
- ② 実親または養親が死亡した場合
 - 1) 普通養子制度
自然血族は消滅しないため、実親・養親双方の相続人となる。
 - 2) 特別養子制度
自然血族は消滅するため、養親のみの相続人となる。

(2) 非嫡出子

- ① 被相続人が男性の場合……認知が必要
- ② 被相続人が女性の場合……認知は不要（分娩出産の事実）
 - ※遺言によっても認知でき、遺言者の死亡の時にその効力が発生する。
 - ※認知の効力は出生時に遡って発生する。
 - ※認知は意思能力があれば足りり、認知者が未成年者または成年被後見人であっても、その法定代理人の同意を要しない。
 - ※成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。
 - ※父は胎児も認知することができるが、母の承諾を得なければならない。
 - ※認知者は、死亡した子でも、その直系卑属があるときに限り、認知することができる。この場合において、その直系卑属が成年者であるときは、その承諾を得なければならない。
 - ※子、その直系卑属またはこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる（強制認知）。ただし、父または母の死亡の日から3年を経過したときは、この限りでない。
 - ※認知をした父または母は、その認知を取り消すことができない。

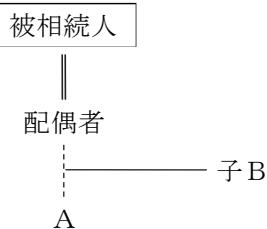
(3) 胎児

- 相続について既に生まれたものとみなして相続権を認める。ただし、死産の場合には相続人として取り扱わない。
- ※相続税法では、相続税の申告期限においてまだ胎児が生まれていないときは、その胎児がいないものとして取り扱う。

(4) 配偶者の連れ子

血族でないため、相続人とならない。

〔配偶者の連れ子の例〕



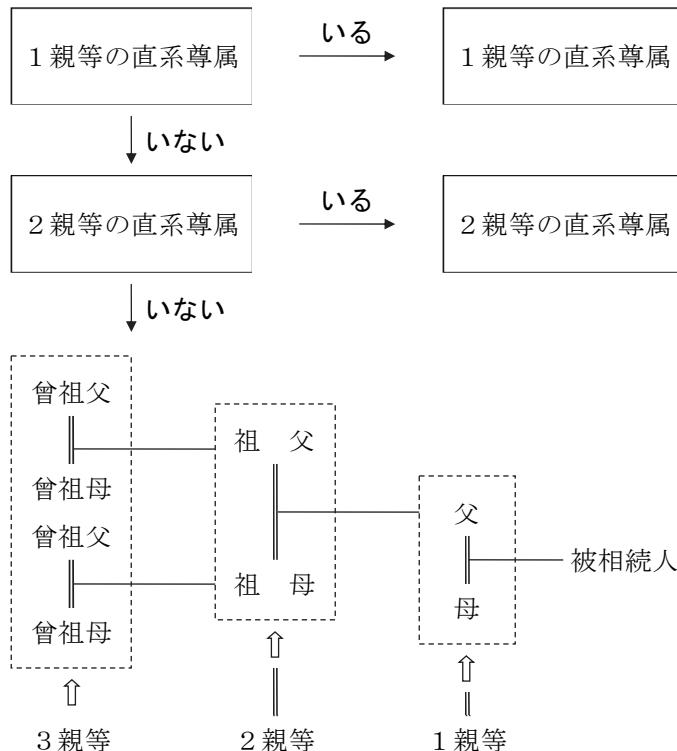
この事例で配偶者がAと離別または死別した後、被相続人と再婚した場合において、子Bが配偶者の連れ子に該当し、1親等の姻族であるため、相続人とはなれない。

(5) 子の代襲相続人

被相続人の子が相続開始以前に死亡または欠格もしくは廃除により相続権を失っているときは、その者の直系卑属（被相続人の孫や曾孫）が代襲相続人となる。ただし、養子が養親の相続開始以前に死亡した場合、養親の相続資格が発生するのは養子縁組の時からであるため、養子縁組前に既に生まれていた養子の子（養子の連れ子）は、養子の代襲相続人となることができない。なお、養子縁組後に生まれた養子の子は、養親と法定血族関係にあるため、養子の代襲相続人となる。

6 第2順位の相続人

第2順位の相続人は直系尊属である。直系尊属は直系（血統が直線的につながっていること）の尊属（自分より世代が上の者）で、かつ血族である者をいうため、被相続人の父母以外に祖父母なども直系尊属になる。この場合、被相続人に親等の近い者から優先して相続人となる。

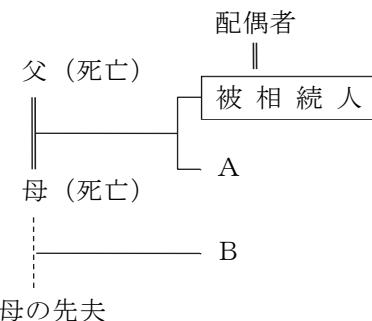


※代襲の規定はない

7 第3順位の相続人

第3順位の相続人は兄弟姉妹およびその代襲相続人である。代襲については、兄弟姉妹の子（甥、姪）までに限定され、再代襲はできない。また、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹を半血兄弟姉妹、父母の双方を同じくする兄弟姉妹を全血兄弟姉妹という。

〔半血兄弟姉妹の例〕



この事例における相続人は、配偶者、AおよびBであり、Aは全血兄弟姉妹、Bは半血兄弟姉妹である。

8 養子縁組制度

養子縁組は法律上の親子関係が生じる制度であり、「普通養子縁組」と「特別養子縁組」の制度がある。なお、縁組は当事者の契約により成立する。また、2022年4月1日から民法の成人年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、未成年者は18歳未満の者となっている。

(1) 普通養子縁組

① 養親となる者の年齢

20歳に達した者は、養親になることができる。

② 養子にできない者

尊属または年長者は養子にすることができない。

③ 配偶者のある者が未成年者を養子とする縁組

配偶者のある者が未成年者を養子とするには、配偶者とともにしなければならない。ただし、配偶者の嫡出である子を養子とする場合、または配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

④ 配偶者のある者の縁組

配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合、または配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

⑤ 15歳未満の者を養子とする縁組

- ・養子となる者が15歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる。
- ・法定代理人が養子縁組の承諾をするには、養子となる者の父母でその監護をすべき者が他にあるときは、その同意を得なければならない。

⑥ 未成年者を養子とする縁組

未成年者を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。ただし、自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は、この限りではない。

⑦ 離縁

普通養子縁組において、養子が15歳以上である場合には、養子と養親の双方が協議により合意すれば、離縁することができる。

養子が15歳未満であるときは、その離縁は、養親と養子の離縁後にその法定代理人となるべき者との協議で行う。

その協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父もしくは母または養親の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

養親または養子の一方が死亡した後に、生存している養子または養親が離縁をしようとするときは、家庭裁判所の許可を得て、離縁することができる。

(2) 特別養子縁組

① 養親の夫婦共同縁組

養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。また、夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く）の養親となる場合は、この限りでない。

② 養親となる者の年齢

25歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が25歳に達していない場合においても、その者が20歳に達しているときは、この限りでない。

③ 養子となる者の年齢

養親となる者が家庭裁判所に対して特別養子縁組を成立させる旨の請求をしたときに、15歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、やむを得ない事由により15歳までに申立てができないときは、この限りではない（15歳に達している場合は本人の同意が必要）。なお、審判確定時に18歳未満でなければならない。

④ 父母の同意

特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合、または父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

⑤ 子の利益のための特別の必要性

特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難または不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに成立する。

⑥ 特別養子縁組の離縁

特別養子縁組の養親と養子は、当事者の協議により離縁することはできない。養子の利益のために特に必要があると認められるときに限り、家庭裁判所は、養子、実父母または検察官の請求により離縁させることができる。

〔特別養子制度と普通養子制度の比較〕

	特別養子制度	普通養子制度
成立	家庭裁判所の審判	当事者の合意に基づく届出
成立基準	子どもの利益のために特に必要であると認められること	なし
養子となる資格	原則として15歳に達するまで	養親より年長でないこと 養親の尊属でないこと
実親との関係	断絶する (近親婚制限は受ける)	継続 親権のみが養親に移る

(注) 児童福祉施設の長が入所中の児童等に親権を行っている場合、都道府県知事の許可を得ることにより、その児童等に代わって縁組の承諾（代諾縁組）をすることができる。

9 不在者の財産管理

生死不明を要件とせず、従来の住所または居所を去った者を不在者という。これは、不在者が帰ってくるまでの間、財産管理を行うための制度である。民法上、不在者の財産を管理する者（管理人）を、不在者自身が選任したか否かで、取扱いが異なる。

	選任していない場合	選任した場合
家庭裁判所の処分	家庭裁判所は、利害関係人または検察官の請求により、財産の管理について必要な処分を命ずることができる。	管理人の権限が消滅した場合、左記同様、必要な処分を命ずることができる。
管理人の権限	管理行為のみ。この権限を越える行為が必要な場合は、家庭裁判所の許可が必要。	不在者と管理人との関係は、通常、委任関係であるため、契約内容による。 ※不在者の生死が不明となった場合は、利害関係人または検察官の請求により、管理人を解任し、別の者を選任する。
管理人の報酬	家庭裁判所は、不在者と管理人の関係その他の事情により、不在者の財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。	

10 相続人の不存在

相続人の不存在とは、相続人の存在が不明確な状態をいう。相続人は存在するが、居場所が分からぬ不在者（P13）とは異なる。

相続人の不存在では、相続財産の清算などが行われ、特別縁故者がいる場合は、その者に対する財産分与が行われる場合がある。

11 特別縁故者に対する相続財産分与

特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者、その他被相続人と特別の縁故があった者である。具体的には、内縁の配偶者、事実上の養子（配偶者の連れ子など）、付添看護師や家政婦、老人ホーム、地方公共団体などが特別縁故者と認められたことがあり、家庭裁判所が実態から判断する。

特別縁故者が相続財産分与を申し立てるまでの手順は、次のとおり。

① 利害関係人または検察官の申立てにより、家庭裁判所が、相続財産清算人を選任し、その選任についての公告を行い（6ヵ月間）、相続人である権利を主張する者がいないことを確認する。この公告は、相続人捜索の公告としての意味のみを有する。なお、相続財産は相続財産法人となる。

また、この相続人捜索の公告と同時に相続財産清算人が、債権申出の公告を行い、被相続人の債権者などに対して被相続人の債務の清算を行う。

② 相続人の不存在が確定し、残余財産があれば、相続人捜索の公告期間満了後3ヵ月以内に、特別縁故者が、家庭裁判所に、特別縁故者に対する相続財産分与の審判を申し立てる。

※特別縁故者は、分与財産を遺贈により取得したものとみなされる。

※相続財産が残存している場合、その相続財産は、国庫に帰属する。

テーマ
3

相続分

相続人は相続開始の時から、被相続人に属していた一切の権利義務を承継するが、相続人が複数存在した場合には、各相続人がどれだけの権利義務を承継するかが問題となる。

相続分とは、相続人が被相続人から承継すべき権利義務の割合をいい、民法で規定している相続分には次のものがある。

- ① 法定相続分
- ② 代襲相続分
- ③ 指定相続分
- ④ 特別受益者の相続分
- ⑤ 寄与相続人の相続分

1 法定相続分

法定相続分とは、民法で定められた、相続人が被相続人から承継する原則的な相続分である。ただし、この割合は必ず従うべきものではなく、あくまで目安である。実際には各相続人での話し合いにより、取得する財産（割合）を決定する。

配偶者相続人	血族相続人		
	第1順位（子）	第2順位（直系尊属）	第3順位（兄弟姉妹）
$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$ （全体）		
$\frac{2}{3}$	いない →	$\frac{1}{3}$ （全体）	
$\frac{3}{4}$	いない →	いない →	$\frac{1}{4}$ （全体）
1	いない →	いない →	いない
いない	1（全体）		
いない	いない →	1（全体）	
いない	いない →	いない →	1（全体）

(注1) 子、直系尊属および兄弟姉妹が数人いる場合

各人の相続分を相等しくするため、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ または $\frac{1}{4}$ を人数で除した割合が相続分となる（均分相続の原則）。

(注2) 半血兄弟姉妹の相続分（第3順位）

相続分は全血兄弟姉妹の $\frac{1}{2}$ である。

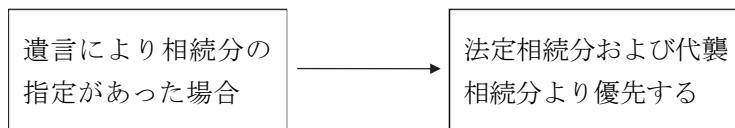
2 代襲相続分

代襲相続人の相続分を代襲相続分といい、代襲相続分（全体）は被代襲者（相続開始以前に死亡している者または民法に定める欠格事由もしくは廃除規定により相続権を失った者）が相続するはずであった相続分に一致する。

代襲相続人の数	代 襲 相 続 分
1人	被代襲者が受けるべきであった相続分と同じ。
2人以上	被代襲者が受けるべきであった相続分を、その被代襲者の代襲相続人が法定相続分にしたがって分割。

3 指定相続分

指定相続分とは、被相続人が遺言により相続人の相続分を指定することをいう。相続分の指定をする場合、被相続人は相続人全員の相続分を指定することもでき、また、一部の相続人についてのみ相続分を指定することもできる。なお、指定相続分は法定相続分、代襲相続分よりも優先する。



4 特別受益者の相続分

特別受益者の相続分は、共同相続人中に被相続人から婚姻、養子縁組のため、または生計の資本としての生前贈与や遺贈を受けた者（特別受益者）がある場合の相続分の算定に関する特別の規定である。すなわち、特別受益とは、特定の相続人が被相続人から受けた「婚姻、養子縁組のため、または生計の資本としての生前贈与」、もしくは「遺贈」のことという。

通常は、被相続人が相続開始時に有していた相続財産の価額に各相続人の相続分（法定相続分、代襲相続分および指定相続分）を乗ずればよいが、共同相続人中に被相続人から相続分の前渡しとみられる生前贈与や相続財産の指定とみられる遺贈を受けた者がある場合には、これらを考慮しないで相続分を計算すると、特別受益者は二重に利益を得ることとなり不公平な結果を生ずる。そこで、特別受益者は計算上、特別受益額を遺産に持戻すこととしている。ただし、被相続人が持戻しをしない意思表示をしている場合は、持戻しを行わない（持戻しの免除）。

(注) 婚姻期間20年以上の夫婦間で居住用不動産（配偶者居住権を含む）を遺贈または贈与した場合は、持戻し免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割において、原則として、当該居住用不動産の持戻し計算が不要となる。

(注) 2023年4月1日施行の民法の改正により、遺産分割協議において、特別受益の主張をする場合の期限が、相続開始から10年と定められている。

〔特別受益者がいる場合の具体的相続分の計算〕

(1) 相続財産の価額

$$\text{遺産総額} - \frac{\text{民法上の非相続財産の価額}}{\text{(墓地、仏壇など)}} - \frac{\text{すべての者に対する}}{\text{遺贈財産の価額}}$$

(2) 特別受益額（相続開始時の時価）

- ① 共同相続人に対する遺贈
- ② 共同相続人に対する贈与
- ③ ①+②

(3) みなし相続財産の価額

$$(1)+(2)$$

(4) 特別受益者の具体的相続分

$$(3) \times \left(\begin{array}{l} \text{法定相続分} \\ \text{代襲相続分} \\ \text{指定相続分} \end{array} \right) - \text{特別受益額}$$

※共同相続人に対する贈与

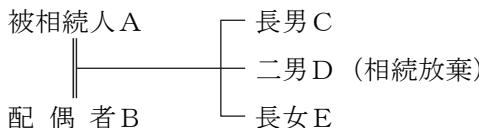
婚姻、養子縁組のため、または生計の資本としての生前贈与。ただし、受贈者の行為により贈与を受けた財産が滅失し、またはその価格の増減があった場合でも、相続開始時において、原状のままであるものとみなした価額で持ち戻す。なお、生命保険金や死亡退職金などのみなし相続財産は、原則として、持ち戻さない。

<ケーススタディ>

次の設例に基づき、各相続人の民法第903条（特別受益者の相続分）に基づく具体的相続分を計算しなさい。

〔設例〕

- 1 被相続人Aは2024年7月12日に死亡している。
- 2 被相続人Aの相続人等の状況は、次のとおりである。



- 3 被相続人Aの相続財産の総額（相続開始時の時価）は250,000千円である。
- 4 長男Cは、Aから生計の資本とするために次の財産の贈与を受けていた。

贈与年月	贈与財産	贈与時の時価	相続開始時の時価	備考
2016年8月	土地	20,000千円	24,000千円	(注1)
2018年8月	株式	9,000千円	8,000千円	(注2)
2020年11月	絵画	2,000千円	2,000千円	(注3)

- (注1) 受贈した土地を2020年に譲渡しており、相続開始時の時価は、その土地を相続開始時まで保有していたものとした場合の価額である。
- (注2) 受贈した株式を相続開始時まで保有しているものとする。
- (注3) 贈与を受けた翌月に隣家からの類焼により滅失しており、相続開始時の時価は、絵画が原状のままであるとした場合の価額である。なお、絵画の滅失について、長男Cに過失はない。

<解答>

- (1) 相続財産の価額
250,000千円
- (2) 特別受益額
 $24,000\text{千円} + 8,000\text{千円} = 32,000\text{千円}$
贈与財産の売却は、受贈者の行為によるため、相続開始時において、原状のままであるものとみなした価額（相続開始時の価額）で持ち戻す。絵画については、類焼により滅失しており、長男Cに過失がないことから、受贈者の行為によらないため、特別受益に該当しない。
- (3) 相続財産の価額と特別受益額を合計することにより、みなし相続財産の価額を求める。
 $250,000\text{千円} + 32,000\text{千円} = 282,000\text{千円}$
- (4) みなし相続財産の価額に各共同相続人の相続分を乗じて求めた金額から特別受益額を控除することにより、各共同相続人の具体的相続分を求める。

$$\begin{array}{l}
 \text{配偶者 B} \quad \left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{2} \\ \frac{1}{2} \end{array} \right. = 141,000 \text{千円} \\
 \text{長 男 C } 282,000 \text{千円} \left\{ \begin{array}{l} \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} - 32,000 \text{千円} = 38,500 \text{千円} \\ \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \end{array} \right. = 70,500 \text{千円} \\
 \hline
 \underline{\underline{250,000 \text{千円}}}
 \end{array}$$

5 寄与相続人の相続分（寄与分）

共同相続人のうち、被相続人の事業に関する労務の提供または財産の給付、被相続人の療養看護その他の方法により、被相続人の財産維持、増加等について特別の寄与がある場合、相続開始時の被相続人の財産の価額から寄与分の価額を控除して相続財産とする。

寄与分は原則として相続人全員の協議で決めるが、協議がまとまらないときは、家庭裁判所に調停や審判を申し立ててその額を決めてもらうことになる。ただし、寄与分の審判は、遺産分割の前提問題であるため、遺産分割審判の申立てをしなければならない。

(注) 2023年4月1日施行の民法の改正により、遺産分割協議において、寄与分の主張をする場合の期限が、相続開始から10年と定められている。

〔寄与相続人がいる場合の具体的相続分の計算〕

(1) 相続財産の価額

$$\text{遺産総額} - \text{民法上の非相続財産の価額} - \text{すべての者に対する} \\ (\text{墓地、仏壇など}) - \text{遺贈財産の価額}$$

(2) 寄与分の価額（相続開始時の時価）

共同相続人のうち、被相続人の財産の維持、増加等について特別の寄与がある場合のその寄与分の価額

(3) みなし相続財産の価額

$$(1)-(2)$$

(4) 寄与相続人の具体的相続分

$$(3) \times \begin{pmatrix} \text{法定相続分} \\ \text{代襲相続分} \\ \text{指定相続分} \end{pmatrix} + \text{寄与分の価額}$$

(注) 被相続人から適正な報酬を受領していた場合は、寄与と認められない。

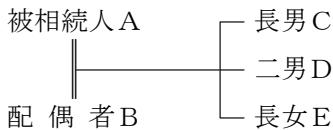
(注) 療養看護により看護師や介護ヘルパーに支払う費用を節約できた場合は、寄与と認められる。

<ケーススタディ>

次の設例に基づき、各相続人の民法第904条の2（寄与相続人の相続分）に基づく具体的相続分を計算しなさい。

〔設例〕

- 1 被相続人Aは2024年9月23日に死亡している。
- 2 被相続人Aの相続人等の状況は、次のとおりである。



- 3 被相続人Aの財産 400,000千円については、長男Cが被相続人の財産の維持、増加等について特別の寄与があり、その寄与分の価額は 40,000千円である。

<解答>

- (1) 相続財産の価額 400,000千円
- (2) 寄与分の価額 40,000千円
- (3) みなし相続財産の価額

$$(1)-(2)=360,000\text{千円}$$

- (4) 各共同相続人の具体的相続分

$$\text{配偶者 B } 360,000\text{千円} \times \frac{1}{2} = 180,000\text{千円}$$

$$\text{長 男 C } 360,000\text{千円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} + 40,000\text{千円} = 100,000\text{千円}$$

$$\text{二 男 D } 360,000\text{千円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 60,000\text{千円}$$

$$\text{長 女 E } 360,000\text{千円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = 60,000\text{千円}$$

$$\underline{\underline{400,000\text{千円}}}$$

[特別の寄与]

相続人以外の被相続人の親族（特別寄与者）が、無償で被相続人の療養看護などを行った場合は、一定の要件の下で、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求することができる制度。家庭裁判所における手続規定が設けられている。

(1) 要件

- ① 被相続人の親族（6親等内の血族および3親等以内の姻族）であること。ただし、相続人、相続放棄をした者、相続人の欠格事由に該当する者および廃除された者を除く。
- ② ①の者が被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたこと。ただし、財産給付を除く。
- ③ ②により被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をしたこと。

(2) 特別寄与料の額

被相続人が相続開始時において有した財産の価額から遺贈財産の価額を控除した残額以内で決定された額となる。特別寄与料の支払いについて当事者間で協議が調わない場合、または協議することができない場合、特別寄与者は、特別寄与者が相続開始および相続人を知ったときから6カ月を経過するとき、または相続開始時から1年を経過するときのいずれか早い日までに、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる。

なお、相続人が複数いる場合、各相続人は、特別寄与料の額に当該相続人の法定相続分、代襲相続分または指定相続分を乗じた額を負担する。

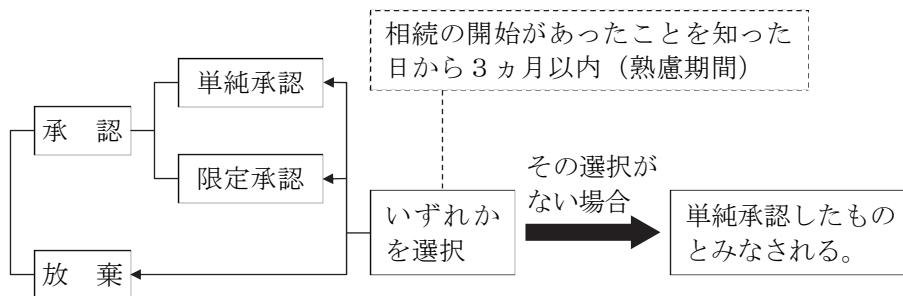
(3) 課税関係

特別寄与者が支払いを受けるべき特別寄与料の額が確定した場合、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課する。一方、相続人が支払うべき特別寄与料の額は、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除する。

テーマ
4

相続の承認・放棄

相続人は、相続開始と同時に被相続人に属する財産上の権利義務を当然に承継する。もし被相続人が債務超過であった場合には、その債務超過部分も相続人が負担しなければならない。そこで、相続人の利益保護および相続人の意思を尊重するために、相続するか否かの選択権が相続人に与えられている。



1 単純承認

単純承認とは、被相続人の権利義務を無制限に承継することをいう。したがって、被相続人が債務超過であった場合には、その債務超過部分を相続人が自分の財産を持ち出して弁済しなければならない。

次のような場合には、相続人は単純承認をしたものとみなされる。

- ① 相続人が相続財産の全部または一部を処分したとき。ただし、保存行為その他一定期間内の賃貸をする場合は除かれる。
- ② 相続人が自己のために相続の開始があったことを知った日から3ヶ月（熟慮期間）以内に限定承認または放棄をしなかったとき。
- ③ 相続人が限定承認または放棄をした後でも相続財産の全部もしくは一部を隠匿し、私的にこれを消費したまま悪意でこれを財産目録中に記載しなかったとき。ただし、相続人の相続放棄によって新たに相続人となった者がその相続を承認した場合、その後に相続放棄をした相続人が相続財産の一部を隠匿しても、単純承認したものとはみなされない。

2 限定承認

限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済すべきことを留保して承認することをいう。したがって、被相続人が債務超過であった場合でも、相続人はその債務超過部分を自分の財産を持ち出してまで弁済する必要はない。

限定承認をするには、相続人が数人いるときは、全員で行わなければならず、また、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に財産目録を作成し、家庭裁判所に限定承認申述書を提出しなければならない。

限定承認すると、相続財産は競売の方法によって換価され、債務の弁済に充当される。もし、相続財産よりも債務のほうが多い場合は、配当弁済の方法によって債権額に按分して支払われるが、債権者の中に抵当権や質権を持っている者がいるときは、その者が優先的に弁済を受けられる。



<相続対策メモ> 限定承認の実情

限定承認は、被相続人の財産について、プラスの財産のほうが多いのか、マイナスの債務のほうが多いのか、明らかではない場合に、財産の範囲内で債務を清算し、プラスがあれば相続するということを可能にする制度である。

しかし、限定承認をするには、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月以内に財産目録を作成し、相続人全員で家庭裁判所に限定承認申述書を提出しなければならない。また、限定承認者は、限定承認をした後5日以内に、その旨を官報に公告し、かつ、被相続人の債権者などに対して、借入金等の金額を申し出るよう催告しなければならない。さらに、限定承認手続きに違反した場合は、債権者などに対して損害賠償責任を負う可能性がある。このような手続きの煩雑さ、責任の重さや専門家へのコストの発生などの理由により、相続放棄と異なり、実際には、あまり利用されていない（2023年度司法統計年報 相続放棄の申立件数282,785件、限定承認の申立件数688件）。



<相続対策メモ> 相続財産の保存のための財産管理制度の創設

相続放棄や限定承認後に相続財産を保存するための従来の相続財産管理制度では、単純承認後から遺産分割までの間や相続人不存在の場合には利用できなかった。そこで、2023年4月1日施行の改正により、統一的な相続財産の保存のための相続財産管理制度が創設された。

また、相続放棄をした者の相続財産の管理義務について、発生要件や義務の内容などが不明確であったため、改正により、①放棄時に現に占有している相続財産について②相続人等に引き渡すまでの間③自己の財産におけるのと同一の注意をもって保存する義務がある旨の規律が設けられた。

3 放棄

放棄とは被相続人の権利義務の承継をすべて拒否することをいう。相続放棄の効力は絶対的であるため、登記等なくしてその効力を生ずる。

相続の放棄をするには、相続の開始があったことを知った日から3ヵ月（熟慮期間）以内に家庭裁判所に相続放棄申述書を提出しなければならない。ただし、当初の相続人が相続の放棄をしたことにより相続人となった場合は、相続人であることを知ったときから3ヵ月以内が期限となる。放棄は各相続人が単独でできる。

なお、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかつたものとみなされる。ただし、相続の放棄をした者は、放棄時に現に占有している相続財産についてその放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。相続の放棄および限定承認は熟慮期間内であっても、原則として撤回できないが、強迫や詐欺によって相続を放棄させられた場合には、相続の放棄を取り消すことができる。

相続人や被相続人の利害関係者は、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に相続の放棄の有無について、照会することができる。

〔相続の放棄の効果〕

- ① 相続を放棄した者は相続開始時にさかのぼって、最初から相続人とならなかつたものとみなされる。
- ② 放棄した者には代襲が認められない。
- ③ 放棄することにより相続人に異動を生ずる場合がある。
- ④ 相続を放棄した者は相続財産に属さない財産（生命保険金、死亡退職金等）を取得しても差し支えない。なお、相続税法では遺贈により取得したものとして取り扱われる。

4 熟慮期間

熟慮期間は、利害関係人または検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。相続人が相続の承認または放棄をしないで死亡したときは、熟慮期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。